

○専ら他の医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品等の製造（輸入）承認事務の取扱いについて

（昭和五九年五月二九日）

（薬審第四四二号）

（各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省薬務局審査課長通知）

専ら、他の医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品等の製造（輸入）承認権限の地方委譲については、昭和五九年五月二九日薬発第三六四号「薬事法施行令の一部改正等について」により厚生省薬務局長から各都道府県知事あて通知されたところであるが、今般、左記のとおり委譲品目に係る承認事務取扱要領等を定めたので、御了知のうえ、当該事務の適正な運用を図られたい。

記

- 1 専ら他の医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品の承認事務取扱要領（別添1）
- 2 瀉下薬及び鎮咳去痰薬の承認事務取扱要領（別添2）
- 3 承認の事務処理について（別添3）

（別添1）略

（別添2）略

（別添3）略

別紙様式1略

様式2略

様式3略

様式4略